

総財務第 102 号
平成 26 年 5 月 23 日

各都道府県知事 } 殿
各市区町村長 }

総務大臣 新藤 義孝

今後の地方公会計の整備促進について

地方公会計は、現金主義会計による予算・決算制度を補完するものとして、現金主義会計では見えにくいコストやストックを把握することで中長期的な財政運営への活用の充実が期待できるため、各地方公共団体において、その整備を推進していくことは極めて重要であると考えております。

各地方公共団体における財務書類の作成は着実に進んでおりますが、多くの地方公共団体において既存の決算統計データを活用した簡便な作成方式である総務省方式改訂モデルが採用されており、本格的な複式簿記を導入していないことから、事業別や施設別の分析ができていないのではないか、また、公共施設等のマネジメントにも資する固定資産台帳の整備が十分でないのではないか、といった課題があります。

そのため、「今後の新地方公会計の推進に関する研究会」を開催して議論を進めてきましたが、平成 26 年 4 月 30 日に報告書を取りまとめております。この中で、固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした財務書類の作成に関する統一的な基準を示したところです。今後、平成 27 年 1 月頃までに具体的なマニュアルを作成した上で、原則として平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間で全ての地方公共団体において統一的な基準による財務書類等を作成するよう要請する予定であります。

さらに、こうした財務書類等を作成するためには、各地方公共団体において ICT を活用したシステムの整備が不可欠であり、その事務負担や経費負担に配慮する必要があると認識しております。また、システム整備の重複投資を回避するため、地方公共団体共通のシステムを一括構築することも重要な課題であります。そのため、

地方共同法人の活用も視野に入れながら、ICTを活用した標準的なソフトウェアを開発し、平成27年度のできる限り早い時期に地方公共団体に無償で提供したいと考えております。なお、それまでの間、地方公共団体におかれては、統一的な基準による財務書類作成の前提となる固定資産台帳整備の準備（資産の棚卸等）等を進めていただくようお願いいたします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内市区町村に対して、この通知の趣旨について適切に助言いただきますようお願いいたします。

今後の地方公会計の整備促進について

地方公共団体における財務書類等の作成に係る統一的な基準を設定することで、①発生主義・複式簿記の導入、②固定資産台帳の整備、③比較可能性の確保を促進する。

現状

①発生主義・複式簿記の導入

②ICTを活用した固定資産台帳の整備

③比較可能性の確保

総務省方式改訂モデルでは決算統計データを活用して財務書類を作成

総務省方式改訂モデルでは固定資産台帳の整備が必ずしも前提とされていない

基準モデルや総務省方式改訂モデル、その他の方式(東京都方式等)が混在

統一的な基準の公表

発生之都度又は期末一括で複式仕訳(決算統計データの活用からの脱却)

固定資産台帳の整備を前提とすることで公共施設等のマネジメントにも活用可能

統一的な基準による財務書類等によって団体間での比較可能性を確保

今後

今後の新地方公会計の推進に関する研究会

統一的な基準の公表

統一的な基準の周知

財務書類等のマニュアルの作成

地方公共団体に要請

統一的な基準による財務書類等の作成
(地方公共団体)

※ 移行期間は概ね3年間
(やむを得ない理由がある場合に限り概ね5年間)

H26.4.30

H27.1月頃

H30.3月末 H32.3月末

今後の新地方公会計の推進に関する研究会報告書概要等

財務書類の整備

(1) 財務書類の体系

○ 貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書

(2) 財務書類の内容

○ 貸借対照表：有形固定資産の評価基準
・取得原価が判明→取得原価
・取得原価が不明→再調達原価
↳ 販売用資産(棚卸資産)→低価法 等
※ 有形固定資産の評価基準等の詳細については、引き続き、マニュアル作成の段階で調整する部分もある。

固定資産台帳の整備

(1) 意義・目的

① 各地方公共団体の財政状況を表す財務書類の作成に必要な情報を備えた補助簿として固定資産台帳を整備する。
② 固定資産台帳は公共施設等のマネジメントにも活用可能となる。

(2) 具体的な手法

○ 庁内の体制整備を行った後、整備期間は1～2年間を目安とし、①資産の棚卸、②データの作成、③開始時簿価の算定、④固定資産台帳の作成という流れを基本とする。

複式簿記の導入

(1) 意義・目的

① 各地方公共団体の財務情報について、一覧性を備えた情報開示を行うことが可能となる。
② 貸借対照表と固定資産台帳を相互に照合することで検証が可能となり、より正確な財務書類の作成に寄与する。
③ 事業別・施設別等のより細かな単位でのルコスト情報での分析が可能となることで、地方公共団体のマネジメントに資する。

(2) 具体的な手法

○ 日々仕訳を行う方法が望ましいものの、事務負担や経費負担等を勘案し、(1)の②が満たされ、③にも資するものであれば、期末に一括して仕訳を生成する方法も差し支えない。

今後の主な課題と方向性

活用の充実 行政評価や予算編成等への活用の充実が必要 → 具体的な活用事例等に関する資料を作成して財務書類等の活用を促進
人材の育成 会計処理体制の充実・強化を図るための人材育成が必要 → 統一的な基準による財務書類等の作成に関する各種研修会を開催
システムの整備 統一的な基準の導入に当たってシステムの整備等が必要 → ICTを活用した標準的なシステムを開発し、提供

地方公会計システムの構築について（イメージ）

地方公会計システムを導入していない自治体をはじめ、標準的なソフトウェアの利用を促す

〔想定スケジュール〕

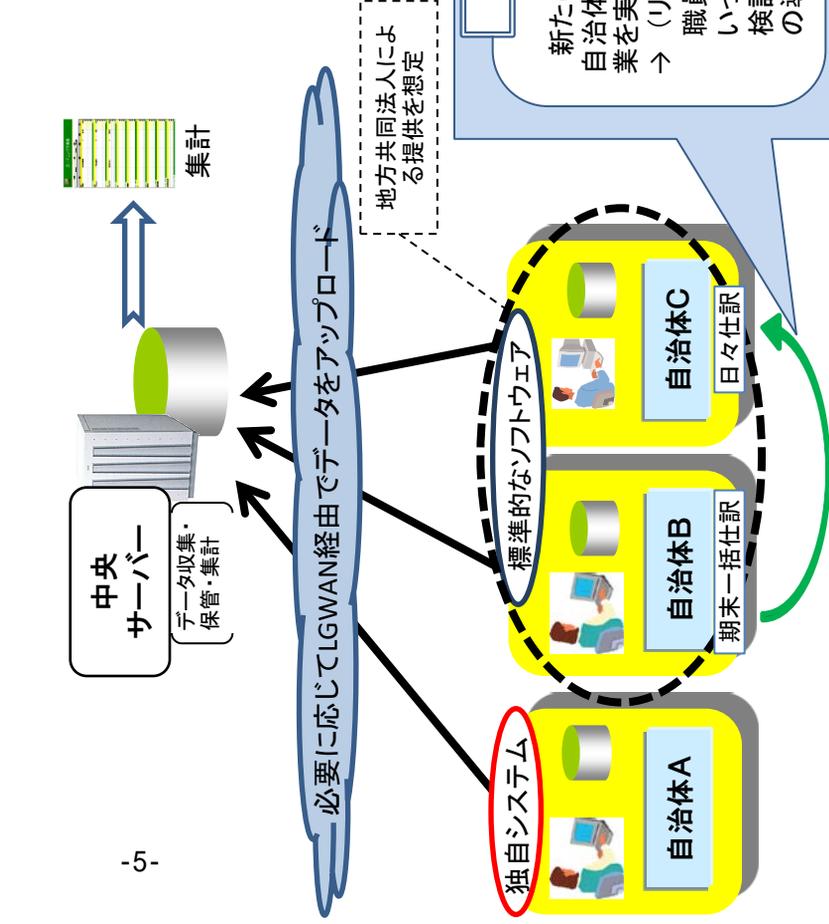
平成26年度：【国、地方共同法人】仕様書の検討等

平成27年度：【国、地方共同法人】開発

【自治体】固定資産台帳整備の準備(資産の棚卸等)等

【自治体】運用開始

＜当面の取組＞



＜将来の姿（クラウド型システムの例）＞

